

決算審査特別委員会 第2号

令和3年9月16日（木曜日）

○議事日程

- 1 認定第 1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員（10名）

1番	木村 輔 宏 君	2番	逢見 輝 続 君
3番	真貝 政 昭 君	4番	寶福 勝 哉 君
5番	梅野 史 朗 君	6番	高野 俊 和 君
7番	岩間 修 身 君	8番	山口 明 生 君
9番	工藤 澄 男 君	10番	堀 清 君

○欠席委員（0名）

○出席説明員

町 長	成 田 昭 彦 君
副 町 長	奥 山 均 君
教 育 長	三 浦 史 洋 君
総 務 課 長	細 川 正 善 君
町 民 課 長	五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉 康 子 君
産 業 課 長	岩 戸 真 二 君
建 設 水 道 課 長	高 野 龍 治 君
会 計 管 理 者	関 口 央 昌 君
教 育 次 長	本 間 克 昭 君
総 務 係 主 査	人 見 完 至 君
財 政 係 主 査	湯 浅 学 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 岩 豊 君
議 事 係 長	澤 口 達 真 君

開議 午前 9時54分

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま委員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま事務局長報告のとおり、10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時57分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号

○委員長（岩間修身君） 一般会計の歳出から質疑を行います。

それでは、1款議会費、50ページ、51ページについて質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に2款総務費、52ページから79ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 59ページの企画費の中の委託料なのですけれども、この上のほうに空き家対策支援事業業務委託、前々からある空き家の緊急措置の手当てが出ておりますけれども、この令和2年から空き家対策支援業務委託料、たしかこれ放置されている空き家の相続人とかを調べてあれするということだと思っておりますけれども、これ調べて、その後連絡を取ったりして、そういう対応は令和2年度は取られているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 令和2年度につきましては、中央旅館の横の高橋さんの部分の相続人を確定させまして、その相続人に対して連絡はいたしました。

○6番（高野俊和君） 空き家はこれからどんどん、どんどん増えていくとも思うのですけれども、対策されていない空き家に関しては今後ともこのような措置を例年、毎年取られていくという方向なののでしょうか。

それと、町内にある住宅、よその町村にもありますけれども、住宅などの居住しているのかどうか少し分からない住宅が何軒かあって、その辺から近隣に冬になると雪が来て、いろいろ苦情が出るのですけれども、住宅などに関してもそのような対応は取っているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） まず、1点目の今後もやるのかというお話ですけれども、迷惑空き家になれば相続人探して、連絡取って、対応はいたします。

それと、2点目の住宅なんかにもというのですけれども、町としては冬が一番よく分かりますので、雪が積もっていれば住んでいないというのが分かりますので、そういうところである程度の空き家については調査しております。そして、近隣から雪が積もっていて、うちのほうに被害が来そうだとかというような苦情が来たら、しかるべき措置を取っております。

○6番（高野俊和君） 住宅の件などにつきましては、その都度建設水道課のほうにもお願いをして、連絡を取ってあれているのですけれども、毎回あまり状況は変わっていないのかなという感じがありますので、今後ともお願いをしたいと思います。

次に、69ページの子育て世帯の臨時特別給付金なのですけれども、これの説明をちょっとお願いいたします。

○町民課長（五十嵐満美君） 子育て世帯臨時特別給付金ですが、コロナ禍の中での国の対応として子育て世帯に対して児童数1人当たり1万円を支給しております。こちらに決算額、給付金自体251万円と書いておりますので、児童数251名にそれぞれ1万円ずつ給付している状態です。

○6番（高野俊和君） これ当然コロナ禍の中で、令和2年度の臨時ですから、端的なものなのだと思いますけれども、これ収入によってとか、そういう縛りはあったのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 児童手当受給対象者ということで、児童手当の受給特例対象ということで、所得高い方にも特例対象という、普通の児童手当とは別にあるのですけれども、それ関係なく児童手当受給者ということで、受給している方については全員に支給しております。所得は関係ないということです。

○6番（高野俊和君） 次に、71ページの地方創生臨時交付金事業費の中で、委託料で地酒古平の製品開発業務委託料とありますけれども、これ販売状況はどうなのでしょう。昨年質問したときにこれふるさと納税の返礼品などに使うのかと聞いたことありますけれども、1本しか申込みなかったような話をしていましたけれども、これ今後については、今後については決算でちょっとあれなのですけれども、この開発の事業はどうだったのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） まず、何点か質問されたと思うのですけれども、地酒古平の販売状況はというのはちょっと詳細な資料持ち合わせていないので、町内4店舗の小売店がどれだけ売っているのかというのは私のほうでは詳しくは把握していないのですけれども、まずまず好評だというふうには聞いております。

それと、ふるさと納税は直接私の担当ではないのですけれども、ふるさと納税の返礼品に加えまして、そちらは芳しくないです。年に何件かというような状況であります。

あと、この開発業務委託料なのですけれども、古平町の酒造好適米彗星なのですけれども、それの付加価値向上を図って、純米大吟醸を開発するための委託料であります。

○6番（高野俊和君） 大体分かりました。これからどうするのかというのは予算の問題だと思いますので、これで終わります。

○9番（工藤澄男君） まず、57ページの委託料の中で文化会館前への石碑移設業務委託料とあり

ます。確かに前に、文化会館の前から見ると、前のほうにあったのを移設したということですが、今度新しくできた場合はやはり近所に移設しようという考えなのかお知らせください。

○総務課長（細川正善君） 今回この委託料で2つの石碑を移動しています。吉田一穂は温泉の広場に移設しました。町民憲章につきましては、みなと公園に移設したところです。工藤委員おっしゃるのは、それをまた新しい庁舎ができたなら元に戻すのかという質問かと思われませんが、今のところその予定はありません。

○9番（工藤澄男君） 次に、59ページの、先ほど高野委員もおっしゃっていますけれども、空き家対策支援業務委託料と、それから空き家等緊急安全処置業務委託料のことについてちょっと。

これうちの町内だけの話として私今質問するのですけれども、うちの町内だけでも6件も7件も空き家があります。そして、実際に私も空き家対策のほうの委員になっておりますけれども、いまだにまだ会議らしい会議はしたことはないですけれども、ただ空き家の中でも実際にそのうちの人が住宅を壊すという予定の方が何名もいるのです。そういう壊す予定のような人とよく話し合ったことがあるのか。

それから、まるっきり知らないふりをして、そのままにしている空き家もあります。それから、大抵空き家、雪降りますとほとんど歩道に雪が落ちるうちが数件あります。そのほかに実際に道路半分塞いで、何回も除雪したような住宅もあるのです。そういうところをしっかりと把握しているのでしょうか。

そして、壊す予定のあるような方を見つけて、もし壊すのだったら早く壊してもらおうとか、そういう折衝などはしているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） まず、2点ほど質問があったかと思います。空き家から落ちた雪についてということなのですけれども、落ちてしまって、道路を塞いでしまったら町のほうで建設水道課と連携を取って、そこは除雪するようにしています。ただ、基本的には持ち主、相続人に管理してもらおうように危険なところはお話ししております。

それと、壊す予定がある所有者の方と折衝しているのかということなのですけれども、基本的には個人の財産ですので、役場はそこまでお話しはしていません。

○9番（工藤澄男君） 私なりに家主さんと話をすると、すぐ壊したいのだという方が結構いるのです。ただ、お金の問題はありましようけれども、恐らくタイミングとか、そういうのもあると思うので、そういう壊すというふうなうちを見つけた場合はやはり何回か話し合いをしてみるとか、そういうことも大事ではないかと思っておりますので、なるべく危険な空き家を撤去するように努力してほしいと思いますが、どうでしょう。

○総務課長（細川正善君） 役場に連絡が入るときには、迷惑空き家になった時点で入ります。そうなったときに所有者の方とお話はします。そこで、先ほどの私の説明でちょっと言葉足らずでしたけれども、その方が壊す予定があるのだとかと言ったらそれなりの相談は乗るというか、相談に、話し合いはいたします。

○9番（工藤澄男君） 次に、67ページの報償費ということで、これはただ確認です。

功労者の弔慰金等の報償費、これは何名ぐらいの方なのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 令和2年度につきましては、功労者の弔慰金は5名です。

○9番（工藤澄男君） 次に、71ページ、工事請負費の中で、14節の工事請負費の中に公共施設長寿命化強靱化等工事請負費とありますが、この請負費の中にどういう建物が何件あるのか教えてください。

○総務課長（細川正善君） これいろいろと工事あったのですけれども、まず1つ目が旧消防庁舎の一部を解体した工事であります。もう一つが職員住宅があるのですけれども、中学校の横に、旧前田良子宅が職員住宅となっていたのですけれども、そこちょっともう使えないということで解体しております。それと、旧教員住宅ということで、小学校の教員住宅だったところを2棟、それと中学校の横に三角屋根3つあった3棟を解体しておりますので、全部で7件です。

○9番（工藤澄男君） それは分かりました。

沢江町にある、町で倉庫として使っている建物がありますけれども、あれもかなり傷んできておりまして、あれ本間町長の時代ですか、私ちょっと指摘しまして、ある程度直してもらった経緯があるのですけれども、最近またかなり傷んでいるので、あれもやはり町の財産として使用しているのであれば、ああいうのをしっかり検査をして、直すなら直す、倒すなら倒すというような、そういう計画を立てたらどうでしょうか。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課長（細川正善君） すみません。歌棄の旧資料館ということで理解したのですけれども、そこにつきましては今現在は手をかける予定はございません。

それと、先ほどの私の答弁の中でちょっと修正させてください。公共施設等長寿命化強靱化等工事請負費、先ほど7件と説明したのですが、さらに元気プラザの屋根の防水改修と武道館も改修しておりますので、全部で9件でした。失礼しました。

○1番（木村輔宏君） また59ページの空き家の件になるのですけれども、これ前からというよりも町内会長会議のときからあったのですけれども、新地の、分かるでしょうか。あれ問題が子供さんもない、孫だけ、それは別として、それを解体するということではないのですけれども、あの土地が古平町のものなのです。そういうものに対してどのような方策を取っているのかということだけお聞きしたい。

○総務課長（細川正善君） 私たちもあそこが問題だということは重々理解しているのですけれども、現時点で話し合い、テーブルにのっかって問題だということにはなっているのですけれども、そこから先が進んでいないという状況です。

○1番（木村輔宏君） 確かに分かるのだけれども、何とかしなくては。ということは、福祉会の

2階から見えるのです。そうすると、物とかが、それから私もたまにあそこに行くと猫みたいなのが入っているのだ。猫なのか何だか分からぬけれども、そうなるとあれもし今のうちだったら話合いでもってしてもいいけれども、孫もいなくなってしまうたら大変だろうと思う。そして、いろんなものが入っているので、もちろんそれお分かりだろうと思うのですけれども、何とかしないとこれから大変だと思う。それを今回答しても無理だと思うけれども、その辺をひとつ頭に入れて、もちろん入れていると思うけれども、町長もあそこ毎日通ると思うから、その辺をひとつよろしくお願いします。

終わります。

○8番（山口明生君） すみません。先ほど来今も話に出た59ページの空き家対策支援業務委託料の件なのですが、これ先ほど中央旅館のお隣の調査などいろいろ使ったということなので、この40万何がしというのは実際どういうふうに使われているかをちょっと教えていただきたいです。

○総務課長（細川正善君） これにつきましては、行政書士と契約いたしまして、その行政書士に月々幾らという形で払いまして、うちのほうで相続人を確定しなければいけない案件ができたときにはすぐ調べてもらっているということで、顧問料みたいな形で払っております。

○8番（山口明生君） それだと、月々定額のように支出される金額だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） そのとおりです。

○8番（山口明生君） 先ほどからずっと話が出ているように、空き家の対策というのは実際現実的に進んでいない。いろいろ問題が多く出ている空き家も発生しています。うちの近所にもすぐ冬に雪が落ちる空き家がありますが、あの家、多分持ち主と連絡取れていないのかなというふうに見えるような空き家もあります。この委託料の中で不用額が240万ほど出ているのですけれども、これって空き家対策で不要になっている額、どのぐらいありますか。

○総務課長（細川正善君） ここの科目、委託料で246万2,320円不用額になっているのですが、これにつきましては空き家対策で出た不用額ではなくて、地域公共交通活性化計画作成のための委託料だったので、それ別の科目のほうで支出しましたので、それで不用額になっております。空き家で幾らかというのは、詳細にはちょっと今お答えしかねます。

○8番（山口明生君） それについては分かりました。

どちらにしましても空き家対策に関する部分、顧問料だけではなく、やっぱり現実的にいろんな手段を用いて持ち主を探すなり交渉するなりという、もう2歩ぐらい踏み込んだ形でのお金の支出が必要なのではないかなというふうには感じますので、これで終わりにします。

○4番（寶福勝哉君） 1点だけお聞きしたいのですけれども、71ページの委託料の公共施設脱炭素化等FM調査、これのちょっと具体的な内容を教えてください。

○総務課長（細川正善君） これにつきましては、町が所有する14の公共施設、小学校、中学校、ふれあいセンターさわえ、漁港会館、高齢者元気プラザと武道館、海洋センター、温泉、幼児センター、さらには地域福祉センター、町立診療所、クリーンセンター、あと古平支署、消防です。その14の施設の改修計画を委託したものでございます。建前上はその施設が災害に強いよう、さらに

は省エネ化するように、どういうふうにしたらなるのかというふうなことで委託したのですけれども、現実には改修計画、老朽化してきておりますので、それをどのように改修していくのか、そのときに省エネ化と併せて方向性をつけるための計画でございます。委託料でございます。

○4番（寶福勝哉君） 現時点でその結果とかというのは、ある程度何か見えてきているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 委託契約でございますので、成果品は役場でございます。

○3番（真貝政昭君） ページごとにお聞きします。

まず、53ページの8節の旅費について。普通旅費、それから特別職旅費、赴任旅費、内容について説明してください。

○総務課長（細川正善君） まず、普通旅費は職員が出張するときにかかる旅費でございます。特別職の旅費は、同じように特別職が出張したときにかかる旅費です。赴任旅費は、新採用職員などが古平町に来たり、古平町から広域連合などに派遣したりするときその地域に赴くときに出す旅費でございます。

○3番（真貝政昭君） その下の9節の交際費は、町長等交際費となっております。予算が190万だったのが大幅に減って、66万7,553円となっております。それで、伺いますけれども、この町長等交際費という中身は町長、副町長、それから教育長、それから議長が含まれていると思いますけれども、そのとおりかどうか。

それと、特別職の旅費というのは町長、副町長、それから教育長という捉え方でよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 2点質問来ましたので、1点ずつお答えします。

まず、交際費のほうなのでございますけれども、基本的には町長、議長、教育長、あと農業委員会の会長、選挙管理委員会の委員長でございます。

それと、特別職の旅費につきましては、ここの科目で出しているのは町長と副町長です。

○3番（真貝政昭君） 交際費がこのようにまとめられたのはこの年度からですか。

○総務課長（細川正善君） ちょっと詳細には調べてはいないのですけれども、たしか30年度からだったと思います。

○3番（真貝政昭君） 町長、前任者の考えでこのようになったのですけれども、町長部局と、それから教育委員会、それから議会、農業委員会、選管というのは全く別な機構です。それで、このように独立性をなくすようなやり方はやはり元に戻して、正常な形にすべきだと思うのですが、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 私5月20日に就任しまして、一番最初に予算書に目を通して気づいたのはここでございます。私教育長をやっていた頃もそれぞれの行政機関のトップの交際費というもので思っていました。これを6月の補正でできないかということで当時の副町長に確認したら、もう既に執行しているので、今年は間に合わないということでした。これは私も初めから越権行為かなという気もしますので、来年度予算についてはそれぞれの部局に交際費計上、これ分けるように指示しておりますので、そういったことでご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 次に、12節の委託料です。包括業務委託料の中にBG海洋センターも含ま

れていると思います。これは今年度からか。ちょっとそこら辺確認したいと思います。

○総務課長（細川正善君） 包括業務委託の中に海洋センター、BGは含まれておりません。BGは指定管理者制度で、同じ会社がやっておりますが、この包括業務の中には含まれておりません。指定管理は、令和2年度から始まっております。

○3番（真貝政昭君） ちょっと確認なのですが、包括業務委託で関わっている公共施設というのはどこですか。

○総務課長（細川正善君） 公共施設という聞き方なのですけれども、公共施設たくさんあるのですけれども、業務でもやっておりますので、一概に公共施設だけとは言えません。

○3番（真貝政昭君） ちょっとぼやけた質問になりますけれども、包括業務で関わっている部署、それから指定管理で同じ業者が関わっているということでBGがありますけれども、現在コロナの対応は総務で対応しているから、伺うのですけれども、緊急事態宣言になって、古平の公共施設、利用制限していますよね。ところが、現在の状況で隣町、余市町、積丹町を見ますと、どうも具体的な施設、全部知り尽くしていませんけれども、町民に限って利用を許している状況です。例えば余市町では総合体育館、青少年会館、図書館という具合です。あとはちょっと分かりません。それから、積丹町においてはBG海洋センターの利用していると。古平町、ちょっと厳し過ぎるのでないかという声があります。そこら辺はどのような認識で利用制限されているのか伺います。

○教育次長（本間克昭君） 海洋センターの利用状況についてなのですけれども、近隣町村、町内の町民に限って利用を許可しているのは聞いていました。ただ、道からの指導等では、道でいいますと公共施設全体的に閉館しております。それと、古平町でいきますと、学校の部活動も道の制限かかっていまして、基本的には大会以外は部活動を禁止しております。それで、部活動を禁止している中で海洋センター開けてしまうと、その整合性が取れなくなってしまうので、その関係もありまして、古平町においては道等の指導に基づきまして海洋センターも閉館しているという状況でございます。

○3番（真貝政昭君） 道の指導に沿ってやっているということなのですけれども、どうもワクチンの接種率も古平町、かなり進んでいるようなので、そこら辺も両町村とも緩和されているのかなという気もするのですけれども、ぜひもう少し隣町の様子も調査しながら対応していただきたいなと思う次第です。

次に、その下の法律相談業務委託料です。33万円かかっているということなのですが、これは金銭的なことでやられている、かかった費用かなと思うのです。今年3月に名誉毀損の関係の訴訟が起こされていましたが、それは令和3年度に移ると思いますので、聞きませんが、これだけかかるという理由と伺いますか、どういう請求なのです、これは。

○総務課長（細川正善君） ここに計上している33万円の法律相談業務は顧問弁護士料です。月2万5,000円の顧問弁護士料なので、現在行っている裁判とは関係のない支出です。

○3番（真貝政昭君） そしたら、仙台でやられている裁判なので、結構お金がかかっているということですね。まだ係争中ということですか。

○総務課長（細川正善君） 係争中なことは係争中です。

1点補足しますと、今仙台で行っている裁判と言ったのですけれども、確かに仙台地裁でやっているのですけれども、裁判もウェブ会議でやっていますので、弁護士は札幌の自分の事務所からウェブ会議でやっております。

○3番（真貝政昭君） 着任されたばかりで大変申し訳ないのですけれども、質問を続けさせてもらいます。

55ページの委託料で、ホームページ運用保守管理業務委託料とあります。それで、昨年来複合庁舎に関しての一般競争入札だとか結構問題にした事例があるのですけれども、一般競争入札でホームページに載せて、それを消すやつと消さないやつが起きている。なぜそういうことが起きているのか。消すことになっているのか、期間が過ぎたら、それとも消さないことになっているのに消せという指示が出て消したもののなのか。作業は職員がやっているはずなのですけれども、どうなのですか。

○総務課長（細川正善君） ホームページの運用保守管理委託料とは直接関係はないと思うのですけれども、基本的には期間が過ぎて、ある程度古くなったら消すというのが決まりです。ただ、そこで職員が忘れてたりするということが多々発生しているのは事実です。

○3番（真貝政昭君） 特に私問題にしているのは、備品の一般競争入札で問題にしていたのですけれども、一般競争入札というのは備品で昨今見当たらないのです。最近だけです。それで、参加している業者数は極めて少ないということに疑問を持っているのです。それで、業者指名、指名競争入札の場合と一般競争入札の場合は、どのような期間設定になっているのか。同じ条例でどのような規定になっているのか。実績を見ますと、ほとんど変わらない。それから、金額によっても変わらないと、そういう期間設定になっているのです。どうなのですか。

○総務課長（細川正善君） 期間設定のことを聞いていると思われませんが、今詳細な資料を私のほうでちょっと持ち合わせておりませんので、詳しくはお答えできません。

○3番（真貝政昭君） それ以上質問続けるとちょっと深みに入っていきますので、後ほどの機会に改めてやりたいと思います。

次に、57ページです。委託料で中心拠点誘導複合施設備品整備計画策定支援業務委託料、長たらしい名前ですけれども、これは一般競争入札前の予定価格を決めていく段階での作業というふうに理解しているのですけれども、違いますか。

○総務課長（細川正善君） この委託料につきましては、複合施設、図書館、地域交流センター、地域防災センター、役場庁舎などの家具、備品の配置計画も含まれます。

○3番（真貝政昭君） もちろん予定価格を決めていく、そういう作業も含まれるということですか。

○総務課長（細川正善君） ちょっと詳細な資料は持ち合わせていないのですけれども、配置と備品の選定をした委託というふうに理解しております。

○3番（真貝政昭君） この一般競争入札は、この年度内に着手しているのです。それで、一般競争入札にするに当たって、ホームページに載せた図面を見ますと、例えば図書館ですけれども、前年度3月付で作成された実施設計図の図面と同じなのです。ですから、その後予定価格を策定、決

めるに当たって作業が行われているのです。3月に公募に入っていますので、入札の。だから、業者をどこに見積りしているかというのは、そちらのほうに資料があるはずなのです。あるのですか。あるとすれば、業者名分かっていると思うのですけれども、説明できますか。

(何事か言う者あり)

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○総務課長（細川正善君） 予定価格設定するのに当然参考見積り取ったりします。その参考見積りも取って、それはこの備品整備支援計画の委託料を行った業者と同じです。

○3番（真貝政昭君） その業者名は説明できますか。

○総務課長（細川正善君） 株式会社近藤商会です。

○3番（真貝政昭君） 次に、その下の文化会館前石碑移設業務委託料で、先ほども質問ありましたけれども、漁港会館の隣の公園と、それから温泉施設という説明だったと思いますけれども、よろしいですか。

○総務課長（細川正善君） そのとおりです。

○3番（真貝政昭君） 誰が決定したのですか。というのは、吉田一穂の石碑については大口の寄附をされた方が全く分からないで、私のところにどこに行ったかと聞きに来たぐらいなのです。だから、そういう寄附された方の意思も無視してやられた行為なの。だから、聞いているのです。

○総務課長（細川正善君） 誰が決定した行為かと聞かれますと、町で決定した行為なので、町長が最終的に判断したのだと思います。

○3番（真貝政昭君） 結局寄附者の意思も確かめないで、聞かないで、勝手にやった町側の行為というふうに思っているのです。それで、町民憲章については当時文化会館が新築された際に公園化されたその目の前に、町民が広く集まる場所ですから、そこに設置したと。であれば、やはり元に戻すべきだと。それから、吉田一穂についても同じあれです。吉田一穂の文学的な評価というのは、その分野では崇高な方だというふうに評価されています。巖島神社前のシコロの碑の句碑も、それから琴平神社境内の歌碑も吉田一穂が関わっているものです。そういう方の石碑なので、当然文化会館前にというのが大方の町民や寄附者の願いであったはずなのです。ゆかりの親戚の方もお呼びして、盛大に建立されたものですから、改めて元に戻すという前提で、今すぐにはできないかもしれないけれども、その方向で、やはり町民感情に沿ったやり方で決めていっていただきたいと思う次第です。どうですか。

○総務課長（細川正善君） この新しくできる複合庁舎の敷地の問題、広さの問題、全部同じことですけれども、場所の問題もあるのですけれども、今の町長の方針としては町民と対話をしながら進めるということなので、そういう意見を聞きながら広さ、場所が確保できるようであれば再度検

討していきたいなというふうに思います。

○3番（真貝政昭君） ぜひそうしていただきたいなと思います。吉田一穂の句碑については、石碑については温泉の施設、敷地内にあるのですけれども、背中をお客さんに向けて設置されて、海を眺めるようにというような意思だったのかもしれませんが、何の石だと、これはというような置き方をしているので、ちょっとあまりにも、何かの行事を行うにつけても背中を見ながらの行事ではこれはいただけないなと思っている次第です。

次に、59ページの庁舎等備品購入費です。備品というのは、平たい言い方ですけれども、右から左に移すだけで利益を得る商売です、業者側にとって。それで、業界筋だとかいろいろと今まで長年聞いてきましたけれども、備品というのはもうける幅が最低1割程度というふうに聞いているのです。私の関わる業界でも定価に比べて何割安で入るかだとか、そういうのはありますけれども、自治体が行う備品の購入で業者がもうける幅というのは大体1割か2割というふうに伺ってきているのです。それで、ここで24万というのがありますけれども、そういうことからすると、令和3年度の話になりますけれども、指名競争入札結果報告書でこんなものあるのだろうかというふうに思ったやつがあったのです。複合施設電話機購入事業です。これ備品ですよ。これで予定価格が約700万なのに対して、落札したのが350万と半値です。これは、町民から見ても首をかしげられる数字です。ほとんど落札に近い額の方のほかにもちょっと離れた方もいましたけれども、この予定価格を決める作業というのは令和3年度に入ってから作業されたのですか。

○総務課長（細川正善君） 予定価格の決定としては、令和3年度に入ってからです。

○3番（真貝政昭君） これは、どこかから見積りを、指名する以外のところから見積り合わせをして、何社かやって、予定価格というものを決めた作業なのですか。

○総務課長（細川正善君） 参考見積りを頂きまして、それで町のほうで予定価格を設定いたしました。

○3番（真貝政昭君） 次に、伺いますけれども、実際に令和2年度で3月に令和3年度の予算の複合庁舎の備品の一般競争入札の作業に入りましたよね。それで、先ほど発言しましたけれども、額によって差があるものというふうに普通は思うのです。それから、物の数。音響施設を除いた備品で約1億5,000万の入札ですけれども、ほとんど100万円の入札の期間と変わらない。こんなものあるだろうか。開発局のほうの常識では、額だとか、こういう代物の入札に当たっての業者側の準備期間というのは1か月から1か月半くらいというお話も聞くのです。そういうのをお聞きしますと、どう考えても1億5,000万と100万の準備期間が似たようなものだというのはあり得ないと。これは、やはり開発だとか道庁の実態を調べて、古平町の条例を見直すべきではないかと。条例はそういうふうになっていますから、すごく短期間です。そういう作業をやはり町側はすべきでないかというふうに思っているのですが、どうですか。

○総務課長（細川正善君） 令和2年の決算と直接関係がないので、何ともお答えしようがないのですけれども、一般競争入札を今後ケース・バイ・ケースで実施するときなどは、そこら辺は参考にさせていただきたいなと思います。

○3番（真貝政昭君） それと、複合庁舎のそれに入りますけれども、一般競争入札でやって、最

低制限価格がないという、安ければ安いという入札なのに1社しか来ないというのがやっぱり疑問を持たれるのです、多くの町民に。役場の誰かが教えているのではないかという声まで聞こえてくる。だから、そういう疑いを持たれないための方策を考えていただきたい。いきなりホームページでぼんと載せるのでなくて、事前に一般競争入札をしますよという新聞広告だとか、そういう公明正大なやり方をこの備品購入に当たってはやるべきだと思うのですが、どうですか。

○総務課長（細川正善君） 一般競争入札、今後やる場合には、先ほども申しましたとおり、今言ったようなこと、私は適正に行われたのではないかというふうに理解はしていますが、疑問が持たれるようなことが起きないように努めたいと思います。

○3番（真貝政昭君） それから、ページ数は申し上げませんが、選挙管理費になるかと思いますが、今回、毎回資料請求で町の指名業者の全受注量、年間のです。町以外の全受注量のうちに占める古平町からの受注額、その割合の提示を資料請求してきたのですけれども、前任者から全部お断りされてきました。これは議員の兼業禁止に関わるチェック事項ですので、何も、恨みや何かがあってやっていることではなくて、議員として当然、議会として当然知るべき事項です。今回入札の結果報告書を見ているはずだから、よろしいのではないかという、そういう説明ですけれども、全く違いますので、後日お願いできればと思います。

それで、亡くなられた鶴谷議員がまだ新栄建設という事業をされていたときにやはりこの受注率を問題にされて、議会に提出したことがあるのです。5割以下だったので、さほど問題になりませんでしたけれども、寿都町とか似たようなケースの町村で3割を超えた時点で失職しているのです、議員を。そういう案件ですので、やはりあまり議員に付度することなく、資料を提示していただきたいと思う次第です。今後にも関わりますので、そういう方が議会に進出してくる可能性も十分ありますので、今後のためにもやはりそういう習慣をつくっていただきたいと思います。申入れです。

終わります。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

次に、3款民生費、80ページから99ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 85ページの老人福祉費の12節委託料ですけれども、これ高齢者に温泉の券を配っていると思うのですけれども、一昨年、昨年とずっと360万ほどあったと思うのですけれども、昨年、一昨年とかなり減ってきております。半分近く減ってきております。これ対象者が減っているものなのか、それとも希望者が減っているものなのか、どちらなのでしょう。

○産業課長（岩戸真二君） 対象者のほうは、ほぼ同じ状態になっております。希望される人が減ってきているという状況になっております。

○6番（高野俊和君） これ指定管理で出していると思うのですけれども、一、二年、かなり半額ほどに減っているということになりますと、これ指定管理料のほうである程度調整を取っているということなのではないでしょうか。指定管理料のほうが少し予定より上がっておりますので、その辺で人数の部分は調整しているものなのではないでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 最終的には、赤字補填という形で指定管理者のほうに指定管理料を払うことになります。

○6番（高野俊和君） 次に、99ページまでですものね。99ページの子ども医療扶助費なのですけれども、19節の扶助費ですけれども、これ1,000万の予算で、半分ぐらい不用額が出ておりますけれども、令和3年度はまたこれ一応元に戻っている予算なのですけれども、この半分ぐらい出た不用額というのはどういうことでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 子ども医療扶助費についてですが、毎年波ございます。インフルエンザとかはやりまして、入院、通院増えますと200万とかで増える年もありますし、2年度につきましてはコロナの関係もあって、病院控えが影響しているのかなというふうに分析しています。

○6番（高野俊和君） これは基本的には古平町の人口に対しては大体予算どおり1,000万円ぐらいが、平常時であればそのぐらいの予算が必要であるという、そういうことなのではないでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 予算組む場合には過去2年ほどの実績から予算組んでおりますので、去年が少ないから、おとしが多いからということもありますので、平均して見るように予算計上するようにはしております。

○9番（工藤澄男君） 85ページの委託料の中に高齢者緊急通報業務委託料、これ私毎年聞いているのですけれども、これは今何人の方がご利用なさっているのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和2年度の決算ですので、3年3月末で47名の利用者がおります。

○9番（工藤澄男君） 87ページのやっぱり委託料なのですけれども、介護認定訪問調査業務委託料というのがあるのですけれども、この介護認定をされる方というのはどういうような方がするのにかちょっと教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 介護の訪問調査につきましては、保険者である町村がすべきこととされておまして、基本であれば町の職員が出向いてするものなのですが、札幌だとか帯広だとか遠いところにつきましては、それなりの機関の介護支援専門員の資格ある方に委託をしております。

○9番（工藤澄男君） 次に、89ページの、これもまた毎年聞いていることなののですけれども、除雪サービスの委託料、今何件ぐらいですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和2年度の実人数は41件でございます。

○9番（工藤澄男君） これは、玄関前とか窓の部分とかを除雪するということでよろしいのですかね。

○保健福祉課長（和泉康子君） そのとおりでございます。

○9番（工藤澄男君） 実はこの除雪に対して私も何年も前から言っているのですけれども、意外

と苦情が多いのです。これなぜかという、除雪のほうが先で、道路の除雪が後から来るもので、結局何もならないという家が何件もあって、わざわざよその人を頼んで雪を投げてもらうような人もあるのです。それで、実際にそういうことがあったうちでは、それだったら頼まなくてもいいからと断ったという人もあるのです。だから、道路除雪と玄関前除雪とよく話し合っ、道路除雪が終わってから順番に玄関前除雪をするというような体制はつくれないのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 国道、道道、町道とかいろいろあるかと思いますが、町道につきましては1時から除雪入っているかと思いますが。それで、今委託先としましては5時ぐらいから回っているということなので、今委員おっしゃられているようなことがもしあるとすれば、国道沿いの方だとか歩道をかいた部分だということであれば、直接お名前をいただければその状況を確認して、時間の調整などはできますが、委託先や担当課のほうにはそういう苦情がなかったので、今まで対応しているケースはございません。

○9番（工藤澄男君） 実際に例えば町道なんかでも目の前まで除雪車が来ているのだけれども、その前に雪をかいていなくなってしまうというのが結構あるそうなのです。それから、そういうところもよく確かめて、そして結局自分では除雪できない人方なのですから、もうちょっと気を配ってやっていただきたいと、そのように思います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今町のということだったのですが、委託先では5時以降に回っていますので、そのようなことはないかと思っておりましたがけれども、実際にそのようなお話があるのであれば、直接事例としていただければ業者さんと、あと社協のほうはそういう苦情来た場合に職員自ら対応しに行くケースもありますので、まず実態確認させていただいて、対応していきたいと思っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにありませんか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に4款衛生費、100ページから111ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 1です。

○9番（工藤澄男君） 105ページの委託料の中に旧火葬場アスベスト調査業務委託料とあります。これ調査した結果、どの程度のアスベストがあったのか教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 旧火葬場のアスベスト調査業務委託料ですが、解体を行っている作業中に発生した、検査しなければならぬということで発生した委託料でございますが、今日ちょっと詳細な資料持ち合わせておりません。どれぐらい出たのかというのはちょっと今手持ちありませんで、お答えできません。

○9番（工藤澄男君） 古平町のいろんな解体などしてございまして、大抵アスベストが入ってございまして、アスベストに対して町がどの程度の危険を感じているのかというのがちょっと疑問な点もあるのですけれども、そうすればこの下にある工事請負費の中でアスベストを処理しているという考えでよろしいのですね。

○町民課長（五十嵐満美君） そのとおりです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に5款農林水産業費、112ページから119ページまで質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に6款商工費、120ページから125ページまで質疑を許します。質疑。

○6番（高野俊和君） 123ページの委託料で、家族旅行村の運営費なのですが、去年は家族旅行村は何日ぐらい開村されたのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 家族旅行村については、オープン当初より休止しております。

○6番（高野俊和君） 予算額より倍以上に決算でなっておりますけれども、これは開村できなかったということで、指定管理料を調整して払ったということなのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 家族旅行村の指定管理料につきましては、指定管理料として人件費、光熱水費、実際にかかるお金についてうちのほうで支払いたしました。

○6番（高野俊和君） それを指定管理料金に上乗せをしたということでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 上乗せはしておりません。そのまま実際にかかった部分のみ支出しております。

○6番（高野俊和君） でも、予算から見ると指定管理料がかなり上がっているのですけれども、それはどういう理由なのですか。

○産業課長（岩戸真二君） 指定管理料として上がっているというのは、実際の旅行村が運営されているときには利用料金が入ってきますので、その中で経費を支出していたのですけれども、今回は利用料金が入ってこないで、そのままかかった経費という部分を支出しているということになっております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款土木費、126ページから133ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 133ページの住宅リフォームの支援補助金なのですが、この制度、多分令和2年度で一応は終了したと思うのですが、この制度は下水道を普及させるという狙いも多分あったのだらうと思いますけれども、利用が半分以下なのです。あまりこの制度活用が少なかったように思いますけれども、2年度は利用度がどのぐらいあったのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 住宅リフォーム等支援補助金ということで166万4,000円支出しております。この内訳としましては、下水道の接続5件に対して補助金を出しております。

○6番（高野俊和君） 一応この2年度で終わるということなのですが、利用も予算の大体半分ぐらいだと思うのですが、これまたちょっと予算になって申し訳ないのですが、この

制度というのはまた復活するのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 2年度につきましては当初予算から予算措置しておりますけれども、今年度、3年度に関しましては当初から予算措置しておりませんでした。これは、町長の政策経費ということで当初から予算を計上しない形となっております。ただし、6月の定例会でこのリフォーム事業、予算措置しておりますので、継続となっております。

○9番（工藤澄男君） 127ページ、委託料で道路清掃等委託料とありますけれども、この道路清掃というのはどこの部分を指すのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 道路清掃委託料の箇所ということですが、内容につきましてはほとんどが道路の草刈りの部分でございます。清掃に関しましては、町内一円で汚いところあったら清掃していくような形ですが、予算的にちょっと足りていない部分ありますので、行き届いていない部分はあるかと思えます。さらに、この委託料の中には西大通のイチョウの秋の伐採、それと栄団地のほうの運動公園線通り線っておりますけれども、そのこの囲い、冬囲いと冬囲いの春の外し、そういったものが含まれております。

○9番（工藤澄男君） 今草刈りという話が出たのですけれども、私がよく目にするのは歩道と車道の縁石のところに非常に草が生えておまして、非常に醜い箇所が結構あるのです。除草するときその部分もきれいに取ったら一般の人が通るには非常に気持ちがよく通れるのではないかと思うので、その辺を検討してはいかがでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 歩道と車道の縁石の間の除草ということなのですが、今の予算ではちょっと対応できないといった状況でございます。

○9番（工藤澄男君） なるべく予算をつけて、みんなが住みやすいきれいな町にしていこうように努力してください。

次、129ページ、除排雪の委託料の部分なのですが、今年もこの除排雪については非常に苦情の出た業者といますか、結構その話があちこちから入ってきたのですけれども、そういう業者は実際にあったのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 除雪のこの業務委託料に関しましては、企業体で実施しております。そのうち昨年度に関しましては、令和2年度に関しましては新規の業者が参入しております。というのは、前年度から実際に業務委託行っていた1社が除雪しなくなったものですから、1社新しい業者が入りました。そういったことで、引継ぎはしたわけなのですが、やはりオペレーターが替わるとやり方もちょっと変わったりなんだりして、実際に昨年に関しては雪も相当多かったということもあって、相当新しい業者以外の今までやっている業者に関しましても苦情は入っております。ただ、新しい業者が参入してくれないと除雪行き渡らないと、そういったこともありますので、昨年は注意しながら実施していたといった状況でございました。

○9番（工藤澄男君） 私も実際に除雪しているところを見たのですけれども、どう考えてもプロの仕事のやり方というのではなかったように思います。それでも一生懸命仕事をしていますので、私は黙って見ていましたけれども、そういう業者新しくなったときはやはり古い業者とよく話し合っていて、こういう場所はこういうふうには雪を盛り上げるとか、こういうところはこういうふうには押す

のだよとか、きちっとした仕事の打合せを行って、少しでも新しい業者が手間取らないようにこれから気をつけてやっていただきたいと思います。

次に、その下の除雪の車両保管庫実施設計委託料とあります。これは実施設計なのでしょうけれども、これはどのような建物を建てるつもりなのか。

○建設水道課長（高野龍治君） これに関しましては、町で保有している除雪車両、大型の車両3台、それと小型の車両1台、計4台保有していますが、除雪の業務委託の期間が終わりましたら野ざらしの状態ということ、今現在は野ざらしの状態だということで、それを車庫に保管するという形で建物を建てるという実施設計でございます。

○9番（工藤澄男君） どういう建物かという今度予算になってしまうので、それはやめておきます。

次に、131ページの、これも委託料です。それから、工事請負ということで、河川維持の業務委託料と河川維持の工事請負とあります。この2つの内容を教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 131ページの河川維持委託料93万3,438円につきましては、丸山川、それと中央団地の横の川の春の柵の設置、それと秋の撤去がメインでございます。14節工事請負費に関しましては、丸山川の河床掘削、それと準用河川冷水川の河床掘削、それとチョペタン川の河床掘削、それと護岸の補強、それと関口の沢川の河床掘削、それと浜町水路の河床掘削ということでございます。

○9番（工藤澄男君） この工事請負の中にほとんど古平の川が、小さい川といいますか、入っています。実際に工事といいますか、やっている仕事の内容というのはどのように、その河川によって違うのでしょうか、具体的に分かったら教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 先ほど私河床掘削と言ったので、ちょっと分かりづらかったかもしれないので、川の底に土砂堆積していますので、それを、川の水をスムーズに流すために土砂を掘削するといった工事がほとんどです。護岸の工事につきましては、チョペタン川の清住団地の横の護岸がちょっとおがんできていると。ちょっと倒れかかってきていたので、それを補強する工事を行っております。

○9番（工藤澄男君） ついでにちょっと伺いますけれども、これは工事請負にはないのでしょけれども、丸山川の油はどういうふうになっておりますか、現在。

○町民課長（五十嵐満美君） 丸山川の灯油、流れている件ですけれども、8月いっぱいまでウニの期間でございましたので、週3回程度吸着マットを4か所ぐらいに配置して、日によって油出るところが違いますので、状況見ながら配置して、週3回程度交換するという作業行っております。ウニ、終わったのと油の状況が落ち着いていますので、週1回程度の交換に変えております。多くなるようでしたら状況見に行って、まめに交換するですとか、毎日状況は確認させております。

○9番（工藤澄男君） 何日に1回かマットでやっている。これ大変なことなのです、マットでやるのは。私も昔豊平川で大々的な油の漏水、全道から百何十社集まって、豊平川の石を1個ずつ洗ったことのある経験もありますけれども、実際に今丸山川のあそこを見ますと、結局漏れているほうには意外と亀裂だったか、町長、見えるのです。だから、その辺の部分の一回ちょっと点検してみ

るというのも一つの手だと思うのです。そして、もし出ているようなところあったらそこ補充してみるとか、ただマットで取るのではなくして、やはり出ている部分を探してみるような体制もつくって、そうすればわざわざマット持っていかなくても意外と止まる可能性もあると思うのですけれども、町長、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 私も現場見て歩いていますけれども、次どこから出てくるのか分からない。先ほど町民課長も言ったように、今は落ち着いている。ただ、晩等歩いてみますと、すごく灯油の臭いしてくるところ、するときとしないときとまたあるのです、これ不思議と。風の向きかなと思うのですけれども。ただ、今町民課長言ったように、ウニの時期も終わりましたし、これから本格的にそういったものを担当のほうに調べさせながら進めていって、どのような方法がいいのか検討してまいりたいと思います。

○9番（工藤澄男君） どうしても油の出ているほうというのは非常に何か壁が古いようなので、やはり補修をしながらでも油を止めると。そして、わざわざマットを用意しなくてもいいような体制をつくって、そして安心して安全な川にしてほしいと。これは希望です。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に8款消防費、134ページから137ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 質疑ないようですので、次に9款教育費、138ページから155ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 141ページの事務局費になります。高等学校生徒遠距離通学費補助金の項目なのですけれども、この項目が始まって、令和2年度で何年になりますか。

○教育次長（本間克昭君） 何年度からというのはちょっと今認識していないのですけれども、古平高校が廃校になってから3年後からだと思います。

○3番（真貝政昭君） 10年近くになりますか。それで、分からなければ令和2年度、できるならば過去に遡ってでもいいのですが、高校に進学された方はほとんど中学校から100%進学されると思うのですけれども、進学された高校生で途中で何らかの理由で退学、やめられた方というのはおられるのですか。

○教育次長（本間克昭君） 今正式な数字は押さえていないのですけれども、ここ数年、毎年1人、2人は途中で退学している状況があります。

○3番（真貝政昭君） その理由は、押さえられていますか。

○教育次長（本間克昭君） 定期券の購入の実績を調べているだけですので、退学の理由まではこちらでは聞いてはおりません。

○3番（真貝政昭君） 教育委員会は義務教育までというのが基本にあるのでしょうかけれども、町長からしましたら町民なので、今、先ほど申し上げましたとおり、ほとんど100%高校に行く時代で

すので、準義務教育化と言ってもいいくらいの状況です。それで、古高が閉校になって、部活だとか、そういう学費のほかに交通費がのしかかっているということで、町で助成もしていますが、けれども、やっぱり経済的な負担でやめられる方もいらっしゃるのかなと思うので、そこら辺の原因をやはり知るべきでないかというふうに思っているのです。それで、利用者のお話を伺いましたら、基本的に1か月ごとに定期を買うよりはまとめて買ったほうが安上がりになるらしいです。調べていませんけれども、どれくらい安くなるかというのはよく分からないのですけれども、まとめて買うというのもこれまた大変な経済的な苦勞で、軽減策をやっぱり考えてやる必要があると思うのです。それで、今償還払い制度みたいな感じで3か月ごとに領収書を持っていったら補助分をくれるという形を取っているのだけれども、ほとんど3年間通学されるという前提に立てば、信頼関係をもってやはり前もって補助額を渡してあげるだとか、国保で昔ありましたよね。払う前に、後で町で精算してやるからというようなもので、補助する分を病院との関係で協定を結んで、経済的負担を軽くしてやるというやり方やっていたけれども、高校生のこの交通費でもその道が開けるのではないかというふうに思っているのですけれども、どうですか。

○教育次長（本間克昭君） 高校通学費なのですからけれども、領収書確認してから補助しているのが今の形なのですからけれども、事前に補助したときに、昨年でいいですと学校が臨時休業になりました。定期券買っていません。返してくださいというような事務が出てきます。それで、もらうほうにしても一度もらったものを返すのがいいのか、払った後にもらうのがいいのか、その辺検討はしなければならぬのですけれども、現時点ではその対応がちょっと難しいのかなという判断しております。

○3番（真貝政昭君） 道で交通費の助成をやっていたときは、高校がほとんど道立でしたので、スムーズにやれたという実績があります。町村に移ってしまったので、そういう面が不可能になったのかもしれないけれども、ぜひとも利用者の負担軽減という立場からちょっと探っていただきたいというふうに思っているのです。

それから、次に伺います。コロナの関係で教育費だとか衛生費だとか、いろんな面の備品の購入が総務に集中していました。教育委員会、教育費のほうでも備品結構ありますけれども、備品の指名業者というのは町のほうで把握しておりますけれども、この令和2年度においては町内業者1社なのです。それで、どの程度この備品が集中しているのか、そこら辺を把握する必要があるというふうに思っているのです。歳入のほうでもコロナの関係でかなりの額が交付金で来ていますけれども、やはりこの備品の購入に関しては、複合庁舎でもびっくりするような結果がありましたけれども、ひょっとして1社に結構集中しているのかと疑問があるのです。それで、今議会で出すことはできないと思いますけれども、一度この令和2年度に限って備品がどの業者にどれほどの額が集中しているのかという確認したいと思っているのですけれども、それお願いできますか。理由は、やはり癒着防止のためです。そういう目的がありますので、ご苦勞願えないかと思っておりますけれども、どうですか。

○総務課長（細川正善君） コロナの交付金ということなので、私のほうから答えさせていただきます。

まず、コロナの交付金で備品を結構買っているという1社にというようなことなのですからけれども

も、実際のところ金額だとか備品の購入の性質なんかを考えまして、きちんと手続を取って指名競争入札しております。その指名競争入札においても指名選考委員会を開いて、業者も選定しております。金額が入札にならないものであったとしても、限りなく見積り合わせなどを実施して、1社に偏らないような形でやっております。委員おっしゃるように、備品購入の部分を資料として今後出してほしいということは、それは可能であります。

○3番（真貝政昭君） 今コロナの関係でおっしゃいましたけれども、全科目にわたりますので、よろしくお願いします。時期は急ぎませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○6番（高野俊和君） 143ページと147ページにまたがって申し訳ないのですけれども、小中学校の修学旅行費なのですけれども、去年は小中学校とも修学旅行は行ってないですか。

○教育次長（本間克昭君） 昨年修学旅行につきましては、小中学校とも時期はずれたのですけれども、行っております。

○6番（高野俊和君） 予算から見ますと、決算額がかなり減っているのですけれども、規模を縮小してやったので、この金額になったということなのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 費用につきましては、中学校でいいますと道外出たものを道内に縮小したりだとか、あと国の旅行の補助、G o T o トラベル、それを活用しまして費用を抑えております。

○6番（高野俊和君） 大体そんなことかなと思いましたがけれども、ただ中学校に比べて小学校のほうは金額自体が小さいのですけれども、支出が予算の半分ぐらい支出していると。中学校の場合はかなり、4分の1ぐらいになっているという感じなのですけれども、それは場所による影響でこの金額に、率に差が出ているということなのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 小学校の宿泊につきましてG o T o トラベルの対象にならない施設を利用していますので、その関係だと思えます。

○1番（木村輔宏君） 1つだけ。

今北海道で問題になっているいじめの問題、これは古平町ではもちろんないと思うのですけれども、そういう対策というものは考えているのですか。

○教育次長（本間克昭君） いじめの問題に関しましては、それぞれ何かあった場合にはすぐ学校と連携を取りながら対策を取りたいと思っておりますのと、それと何かあったときの相談員、今雇用していますので、そちらとも連携取りながら対応したいと思えます。

○1番（木村輔宏君） 今このコロナの問題で学校がいろんな運動会とか何か、しょうがないことなのでも、ただ、今私たちの子供の頃、自分の子供のことを考えたときに修学旅行とかなんとか、そういうものはやめるということになるのですか、それとも延期するのですか。

○教育次長（本間克昭君） 行事等なのでも、令和2年度につきましては縮小しながらも全て実施できております。それと、3年度につきましては今のところ修学旅行等、本来やる時期をずらして延期しているところです。この後できるのかどうかは、そのときの状況によって判断したいと思えます。

○9番（工藤澄男君） 簡単に1点だけ。

入学前の学用品についてですけれども、これ小学校、中学校、両方に学用品を出すということで、それは分かるのですけれども、145ページの扶助費の中に入学前新入学児童学用品費とあるのですけれども、入学前の新入学児童に出す学用品というのはどのようなものを出す。

○教育次長（本間克昭君） 学用品費につきましては、入学前に必要な、例えばかばんとかを買うために扶助しているものです。それで、ここに入学前、それと入学後の学用品あると思うのですけれども、入学前というのは4月に入学する前に事前にそのままお金が必要な方に扶助しているものです。それと、もう片方は4月以降申請してもらって、扶助しているものです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時55分

○委員長（岩間修身君） ちょっと早いようですが、皆さんおそろいになりましたので、会議を再開いたします。

10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、156ページから161ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に13款職員給与費、14款予備費、162ページから165ページまで一括質疑を許します。ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 163ページの一番上の報酬で、会計年度任用職員報酬ですけれども、各課に配置されている会計年度任用職員の数を説明してください。

○総務課長（細川正善君） 各課に配置されている人数というか、各課には配置はされているところとされていないところもありますので、ここでは23人の報酬であります。

○3番（真貝政昭君） 包括業務の分野と違う部署だと思います。私の頭の中では海のまちクリニックと兼用なのか、保健福祉課と兼用しているのかという部署と総務課1人かな、というふうな認識なのですけれども、もう少し詳しく23人の内訳言えますか。

○総務課長（細川正善君） まずは、教育委員会のALTが1人です。それと、総務課1人です。それとあと、去年ちょっといました診療所の医師、それと診療所の事務2人と看護師、あと昔は代替と言っていた、代替の保育士、それと協会病院等から派遣を受けていた医師ということになります。

○3番（真貝政昭君） このうち手当の支給が会計年度任用職員、手厚くされた改正がありましたけれども、対象になっているのは何人なのか、このうち。

○総務課長（細川正善君） 2人です。

○3番（真貝政昭君） 包括業務で教育現場関係もかなりの数を、ここでは23人と説明がありましたけれども、包括業務に移ったときやはり25人くらいの人数が、臨時職員が移行しています。それで、包括業務なんかでは特に最低賃金に近いすれすれの状況がありまして、やはりかわいそうだなという、今どういうふうになっているのかというのもありましたけれども、この会計年度任用職員の待遇改善というのが課題になると思うのですが、何か心積もりがありますか。

○総務課長（細川正善君） 包括業務委託、3年契約でやっています、今、今年度で終了です。それで、包括委託業務、総体的によかったところ、悪かったところを見直さないといけないと思っていますので、その中で併せて考えていきたいなと思っています。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に実質収支に関する調書と財産に関する調書、178ページから191ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは、続きまして一般会計歳入の質疑を行います。18ページから20ページ上段まで、1款町税から2款地方譲与税まで質疑を許します。

○10番（堀 清君） 説明資料のほうの15ページ、町税の徴収実績表という形の中で聞きたいと思います。

この中で今年度も不納欠損額というのを出されているのですけれども、それとその隣に徴収できなかった金額という形の中で920万ほど計上していますけれども、この中で次年度また不納欠損額というような形の中で移行する金額というのは大体考えていますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 次年度、令和3年度への不納欠損が予測できるかということだと思うのですが、毎年不納欠損額は減ってきている状態ではあります。今年度、15ページに記載されていますとおり、不納欠損額150万ほどありますが、来年度以降も減らすように努力はしております。

○10番（堀 清君） あと、広域のほうにも徴収できないやつ、要するに徴収に頼んでいると思うのですが、令和2年度はどれくらいの金額を出して、どれくらい回収になりましたか。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和2年度の広域連合への引継ぎ内容ですけれども、国保税も合わせまして、町道民税ほか固定資産税と重複している方いらっしゃいますので、国保税も全部合わせますと20名の方、引継ぎしております。収入額については、引継ぎ額については1,215万6,008円引き継いでおりまして、収入額は748万587円、収入のパーセンテージとしましては61.5%引継ぎしまして、入ってきている数字となっております。

○10番（堀 清君） 結構高い確率の中で徴収できていると思うのですが、このものはやっぱり現場では直収当然できないから、そっちのほうに投げかけていると思うのですが、現場は現場なりのやっぱりそういう体制というのも大事なことだと思うのですが、それなりの対策だとかは考えていますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 広域連合への引継ぎについては、金額が大きくなった方ですとか悪質な方、うちからの働きかけに何の返答もない方ですとかを引き継いでおります。そちらについて1,200万ほど出している状況ですけれども、そのほかのもちろん滞納されている方たくさんいらっしゃいますけれども、収納率見ていただきますと分かりますように、昨年度も今年度も収納率上げてきております。これまでに手つけられていなかった固定資産税の相続人を戸籍ずっと追いまして、相続人を追って、見つけて、折衝するですとかということまでやって、昨年度は力入れてやっておりますので、そこが収納につながっている部分でもありますので、地味ではありますが、1件1件真摯に対応して、丁寧な対応をして収納率上げていければいいのかなと思っています。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に20ページから22ページ上段まで、3款利子割交付金から9款地方特例交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に22ページから24ページ中段まで、10款地方交付税から12款使用料及び手数料までの質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に24ページ中段から38ページ上段まで、13款国庫支出金から14款道支出金までの質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 37ページの消防費補助金で、災害対策費補助金、放射線防護対策事業費補助金と原子力防災対策事業費補助金、これは令和2年度初めてでしょうか。

○総務課長（細川正善君） いや、令和2年初めてではありません。上のほうの放射線防護対策事業費補助金は小学校のフィルター等の維持管理をするための補助金であるのと、原子力防災対策事業費補助金はUPZに古平町となっておりますので、その対策としてここ何年も出ております。

○3番（真貝政昭君） 具体的にUPZ対策費なんて何で使うのですか。

○総務課長（細川正善君） 何に使ったかということだと思いますので、簡単に主なものを言いますと、原子力対策で道から車が貸与されております。その車のガソリンだとか、あと避難所への食料品ですか、備蓄品ですか、そういうものであります。それと、防災無線の電気料なんかが補助対象です。

○委員長（岩間修身君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に38ページから40ページ下段まで、15款財産収入から18款繰越金までの質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 39ページ、寄附金です。一般寄附金210万のうち100万円が令和2年度で議員が役員をしている町指名業者からの寄附ということで問題にしました。それで、決算でこれが確定しまして、実績になりました。それで、これについては当時の受けた町長は道の選管に確認してゴーサインが出たようなニュアンスのことを言っていましたけれども、道の選管事務局はこれを否

定しています。答えに窮して、説明できなくなっています。それで、寄附した方からも2回ほど私電話を受けまして、法律のことはよく分からないというふうに受けています。ですから、この件に関しては町側の全責任があるというふうに見ているのです。それで、町長は道の選管に確認したというふうに言っているのですけれども、道の選管事務局ではこのことが問題にされてから古平町側から電話来たというふうに言っているのです。だから、事後処理的なことで道のほうと町のほうがつながったというふうに認識しています。道庁のほうも町側のこの行為に関して法的なゴーサインは出せない状況だということです。それで、役所というのは前例主義ですから、前任者の町長もこういうケースは前例がないということで議会で認めています。それで、古平町がこの件に関しては全国で初めてのケースになる。だから、前例ができた。それで、古平町としてこれを前例として今後認めるのかどうかということです、前例主義の役所としては。私は前任者のやったことなので、もう過ぎてしまったので、法的にはかなり寄附者も受けた側も危うい立場に陥った状況になっているのですけれども、その後引き継いだ町行政がこれを前例として見ていくのかどうか問われるということなのですけれども、どうしますか。

○町長（成田昭彦君） 私も5月20日に替わったばかりで、存じませんけれども、たしか私の総務課長時代そういったことがあったのかなという気がしますけれども、これは前例を踏襲するというでなく、またこの内容を精査しながら、調査しながらこれからのこういった行為に対して対応してまいりたいと考えております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に40ページ下段から47ページまで、19款諸収入から20款町債までの質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和2年度一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。204ページから225ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 申し訳ないです。間もなく子供の均等割の部分が免除される運びになりますけれども、人数把握だとか影響額だとか、それに対する財源措置というのは令和2年度でいけばどの程度になるのか予想がつかまずでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和4年度からの均等割、半額になるということで、決まったということだけは来ておりますけれども、具体的な内容についてはまだ予算の時期でもありませんので、予算になると計算入ってくるかなと思いますけれども、現段階ではちょっと計算しておりません。

○3番（真貝政昭君） 令和2年度で、均等割の部分で子供の人数とかもまだ把握できていないような状況でしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和2年度につきましては、決算終わっていますので、資料を調べ

ますと子供の人数把握できるかと思えますけれども、今日は資料持ち合わせておりません。

○3番（真貝政昭君） 次年度の予想として、資料的なものが入ってくるとしたら大体何月くらいになりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 予算の見積りに入る時期ですので、11月、12月くらいになるかなと思います。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。238ページから255ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和2年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。268ページから291ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 281ページの施設の整備費なのですが、施設の整備費につきましては令和元年度に配水管の布設替え工事や給水管への接続工事など令和元年で終了して、その後につきましてはこの施設、水道の施設網羅して、令和2年度にたしか総合的に判断をして布設替え工事なども決めていくという説明だったと思えますけれども、令和2年度にのっている今回の水道施設の更新計画とか配水管の移設工事などは、この2年間の総合的な判断の中で判断したものなのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 施設整備の委託料で配水管移設工事实施設設計業務委託料192万5,000円、これにつきましてはその下の15節で配水管の移設工事、歌棄の、歌棄稻荷沢線という町道あるのですが、その配水管の移設工事に伴う施設設計でございます。この14節の工事請負費、配水管移設工事につきましては、歌棄稻荷沢線の移設ということなのですが、風力発電の工事で、風力発電の柱とか、あとブレードとか、そういった搬入の、山に搬出する、搬入する関係、それで道路のカーブ曲がり切れないからということで、風力発電の費用の下、この配水管移設工事しておりますので、ここで言っている12節の水道施設更新計画策定業務に伴って工事をしたものではございません。

○6番（高野俊和君） そしたら、今回令和2年出ていますけれども、今後とも総合的に施設の整備というのはその都度出たときにいろんな判断をして、今回みたいに業務を行っていくという、そういう方向なのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 施設更新の関係は、7月21日の議会全員協議会で今後の水道施設の更新計画ご説明して、今後はその施設計画に基づいて、もう既にご説明はしているのですが、具体的には令和5年から施設の電気設備工事を実施していったら、その後配水管の更新も行うと

ということで、議員全員協議会の中でご説明しております。

○6番（高野俊和君） 総合的なことで質問して、本当課長、ちょっと答えづらくて面倒だと思うのですけれども、布設替えにつきましては令和5年度からまた考えているということですよ。ただ、今回のことみたいにその年で急激に出てきたりすることありますよね。それは、その都度各年で施行したり実行したりしていくということはあるのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 配水管の局所的な漏水とか毎年ございます。それにつきましては、279ページの需用費の修繕料の中で配水管の漏水工事とか、そういった修繕工事行っておりますので、大々的な更新に関しましては更新計画に基づいて実施すると。局所的な漏水については、この修繕料で工事していくという考えでございます。

○3番（真貝政昭君） コロナ対策で水道料金の超過分の減免やっています。ページ数としては269ページの中段辺りになると思うのですが、通常の減免措置もありますので、コロナの関係で特別にやり始めた減免の額というのはこのうちのどれほどなのか分かりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） コロナ対策の減免に関しましては、ここに記載されている一般会計繰入金（超過料金減免）1,373万9,317円でございます。

○3番（真貝政昭君） 当初予定されていたよりも多かったのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 減免の金額に関しましては、6か月間で記憶では1,400万の予算だったと思います。なので、支出に関しましては1,370万余りということで、ほぼ考えているとおりの金額かなと思われま。

○3番（真貝政昭君） 恩恵を受けた対象家庭というか、たくさん使うということですから、家族が多数だとか、それから節水の志向ではなくて、水はどんどん使えという割と裕福な方というような、そうかなというふうにするのですけれども、特徴としてはどうなのでしょう。私の知り得る限り経済的弱者と言われる方たちはとにかく水を使わないようにという節水志向ですので、今回の超過分だけ補助するというのは、そういう方たちにあまり目が向けられていない傾向かなというふうに見ていたのですけれども、どうですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 改めた分析は行っておりません。なのですが、一般家庭でも家族構成が人数が多かったら当然水の使う量は必然的に増えますので、増えることから、弱者であっても当然恩恵は受けているというふう考えております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和2年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。304ページから321ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） ちょっと確認なのですけれども、水道料金の基本料は2,200円で、公共下水道の基本料金は幾らでしたか。

（「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、水道料金の基本料金につきましては2,300円です。下水道使用料の基本料金につきましては1,675円です。

○3番（真貝政昭君） 家を新築するに当たって公共下水道に加入というのは絶対条件になりまして、下水道料について疑問を感じた点は井戸を掘りまして、家の中に引き込むと当然公共ますに行きますので、下水道料金をそちらのほうに支払うというのは分かるのですけれども、散水栓の場合公共ますに行かないのに下水道料金が取られると、上水道の水を使って。これ永遠のテーマというか、どこの自治体の住民も疑問に感じるところだと思うのです。それで、今回のこの夏の暑さで私散水栓の水を閉め忘れて、随分と超過してしまったのです。水を使うのは分かるのだけれども、下水道料金まで支払うというのは、これはちょっと詐欺的でないかなという感覚を持ったのです。散水栓の場合、何らかの方法で下水道料金から除外するという方法を取っている自治体というのはいのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今回の件に関しましては、実際に私調べていませんので、お答えはすることはちょっとできません。ただ、散水栓の水を切り分けて計量するというのは実質的に不可能ですので、現実的にはそういった、切り分けて、区別して計量するということはどこの町も多分実施していないというふうに私は思います。

○3番（真貝政昭君） 研究してください。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和2年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。334ページから349ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和2年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これで質疑は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決を行います。これから令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（岩間修身君） 起立多数です。

よって、本件は認定することに決しました。

ただいま認定されました令和2年度古平町各会計歳入歳出決算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1時37分